

発議案第 2 2 号

小・中学校において早急にオンライン授業を標準授業時数として認定することを求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第 9 9 条及び会議規則第 1 4 条第 1 項の規定により提出します。

令和 2 年 9 月 1 5 日

八千代市議会議長 木 下 映 実 様

提出者	八千代市議会議員	河 野 慎 一
賛成者	八千代市議会議員	山 口 勇
	同	高 山 敏 朗
	同	三 田 登

提案理由

国に対し、小・中学校において早急にオンライン授業を標準授業時数として認定することを求める。

これが、本案を提出する理由である。

小・中学校において早急にオンライン授業を標準授業時数として
認定することを求める意見書

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う休校期間中のオンライン授業の活用状況は、文部科学省が4月21日に公表した調査結果によると、同時双方向型のオンライン指導をしている学校は、全国で5%にとどまっている。

オンライン授業を阻む要因は、現時点でオンライン授業が年間に行うべき標準授業時数として認定されていないことである。

文部科学省は、要件を満たせばオンライン授業による学びの成果を評価に加えることができるとしているが、オンライン授業を配信しただけでは正式な授業とみなすことはできず、追加の対面授業が必要となる。これでは新型コロナウイルス感染症の第2波、第3波に備え、オンライン授業の拡充をしても無意味になりかねない。

よって、本市議会は国に対し、速やかにオンライン授業の指針を示し、標準授業時数として認定することを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月28日

八千代市議会

提出先

文 部 科 学 大 臣 様